

議案第 25 号

石川県教員育成指標について

1 提案理由

教育公務員特例法の改正（平成29年4月1日施行）により、校長及び教員としての資質の向上に関する指標を策定する必要があるため

2 根拠法令

教育公務員特例法第22条の3

3 内容

次頁および別添のとおり

石川県教員育成指標の策定について

1 経緯

- H28. 11. 18 教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成28年法律第87号）の成立
- H29. 03. 31 公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針の告示（文部科学省告示第55号）
- H29. 04. 01 改正教育公務員特例法、関係政令及び関係省令の施行
- H29. 07. 31 第1回石川県教員育成協議会の開催
[協議] 指標案について
(①教諭等、②管理職)
- H29. 11. 09 第2回石川県教員育成協議会の開催
[協議] 指標案について
(①教諭等、②管理職、③養護教諭、④栄養教諭等)

2 今後の予定

- ・石川県教員育成指標の公表、県立学校及び市町教育委員会への周知
- ・次年度の教員研修計画の策定

教育公務員特例法（抜粋）

（校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針）

第22条の2 文部科学大臣は、公立の小学校等の校長及び教員の計画的かつ効果的な資質の向上を図るため、次条第1項に規定する指標の策定に関する指針（以下「指針」という。）を定めなければならない。

- 2 指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上に関する基本的な事項
 - 二 次条第1項に規定する指標の内容に関する事項
 - 三 その他公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上を図るに際し配慮すべき事項
- 3 文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（校長及び教員としての資質の向上に関する指標）

第22条の3 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標（以下「指標」という。）を定めるものとする。

- 2 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ第22条の5第1項に規定する協議会において協議するものとする。
- 3 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 4 独立行政法人教職員支援機構は、指標を策定する者に対して、当該指標の策定に関する専門的な助言を行うものとする。

（教員研修計画）

第22条の4 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を踏まえ、当該校長及び教員の研修について、毎年度、体系的かつ効果的に実施するための計画（以下この条において「教員研修計画」という。）を定めるものとする。

- 2 教員研修計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 任命権者が実施する第23条第1項に規定する初任者研修、第24条第1項に規定する中堅教諭等資質向上研修その他の研修（以下この項において「任命権者実施研修」という。）に関する基本的な方針
 - 二 任命権者実施研修の体系に関する事項
 - 三 任命権者実施研修の時期、方法及び施設に関する事項
 - 四 研修を奨励するための方途に関する事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、研修の実施に関し必要な事項として文部科学省令で定める事項
- 3 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、教員研修計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

（協議会）

第22条の5 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標の策定に関する協議並びに当該指標に基づく当該校長及び教員の資質の向上に関して必要な事項についての協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織するものとする。

- 2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 一 指標を策定する任命権者
 - 二 公立の小学校等の校長及び教員の研修に協力する大学その他の当該校長及び教員の資質の向上に関係する大学として文部科学省令で定める者
 - 三 その他当該任命権者が必要と認める者
- 3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

石川県教員育成協議会 委員名簿

| 選任区分 | 氏名 | 役職名等 |
|-------------|--------|------------------------|
| 大学 | 守屋 哲治 | 金沢大学人間社会学域学校教育学類長 |
| | 田邊 俊治 | 金沢大学大学院教職実践研究科長 |
| 市町 教育委員会 | 熊谷 有紀子 | 金沢市教育プラザ研修相談センター所長 |
| | 坂井 善久 | 七尾市教育研究所長 |
| 校長 | 福永 善則 | 白山市立蕪城小学校長 |
| | 平澤 晃一 | 金沢市立芝原中学校長 |
| | 宮崎 栄治 | 石川県立金沢泉丘高等学校長 |
| | 佐伯 英明 | 石川県立いしかわ特別支援学校長 |
| 任命権者 | 新屋 長二郎 | 教員確保・指導向上推進室長（教育参事） |
| | 杉中 達夫 | 教員確保・指導向上推進室次長（教職員課長） |
| | 堀田 葉子 | 教員確保・指導向上推進室次長（学校指導課長） |
| | 近岡 守 | 教員確保・指導向上推進室次長（保健体育課長） |
| | 平島 敏彦 | 石川県教員総合研修センター所長 |
| | 野川 徹 | いしかわ師範塾師範 |

石川県教員育成指標（案）

平成29年12月

石川県教育委員会

石川県教員育成指標【教諭等】(案)

| ステージ | | 0：養成期 (養成段階) | 1：基礎形成期 (若手教員) | 2：充実発展期 (中堅教員) | 3：学校全体への貢献期 (ベテラン教員) | 4：後進の育成期 (再任用教員) |
|----------------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 資質・能力 | | <ul style="list-style-type: none"> ・社会人としてふさわしいルールやマナーを身に付けている。 ・常日頃から、教養を高めるための努力をしている。 ・心身の健康を良好に保つための自己管理をすることができる。 | | | | |
| 教職としての 素養 | 倫理観・使命感・ 責任感・教育的愛情 | <ul style="list-style-type: none"> ・法令を遵守するとともに、公平・公正に職務を行うための高い倫理観と規範意識を持っている。 ・教育公務員としての崇高な使命を自覚し、その職責を果たすことの重要性を理解している。 ・人権尊重の理念を認識し、多様な児童生徒を受容する姿勢を身に付けている。 ・児童生徒に対する教育的愛情を持っている。 | | | | |
| | コミュニケーション能力 | <ul style="list-style-type: none"> ・適切なコミュニケーションにより、他者と信頼関係を築くことができる。 ・相手の思いや考えをよく汲み取るとともに、自分の考えを適切に伝え、意思の疎通を図ることができる。 | | | | |
| | 向上心・創造力・ イノベーション力 | <ul style="list-style-type: none"> ・向上心と探究心を持ち、常に専門性の向上に努めている。 ・論理的・批判的に思考・判断し、行動することができる。 ・社会の変化を敏感に感じ取り、新しいことにチャレンジしようとする意欲を持っている。 ・創造力を発揮して課題の解決を図ることができる。 | | | | |
| 学習指導 | 構想する力 (P) | <ul style="list-style-type: none"> ・教科等の専門性や学習指導要領に関する基礎的な知識をもとに指導計画を立てることができる。 ・児童生徒の発達段階に関する基礎的な知識をもとに学習の手立てを講じることができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・教科等の専門性に関する知識を深め、学習指導要領に基づいた指導計画を立てることができる。 ・学級や学年の実態から課題を把握し、児童生徒の発達段階に応じた学習の手立てを講じることができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・教科等の確かな専門性を生かして指導計画を立てるとともに、若手教員等に指導・助言をすることができる。 ・学校全体の実態から課題を把握し、自校のカリキュラムマネジメントに対して適切な提案をすることができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・教科等の高度な専門性や経験を生かして、若手教員等に指導・助言をすることができる。 ・自校のカリキュラムマネジメントについて、若手教員等に指導・助言をすることができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・教科等の高度な専門性や豊かな経験を生かして、自校の学習指導力の向上について、後進に対する指導・助言及び支援を行うことができる。 |
| | 実践する力 (D) | <ul style="list-style-type: none"> ・板書、発問、机間指導等、学習指導に関する基礎的な技術を身に付けている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導に関する技術を高め、ねらいに応じた授業を展開することができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導に関する確かな技術を生かして授業を展開するとともに、若手教員等に指導・助言をすることができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導に関する高度な技術や経験を生かして、若手教員等に指導・助言をすることができる。 | |
| | 評価する力 (C) | <ul style="list-style-type: none"> ・評価に関する基礎的な知識を身に付けている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・評価に関する知識を深め、学習状況を適切に評価し、授業を検証することができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・評価に関する確かな知識を生かして、学習状況を適切に評価し、授業を検証するとともに、若手教員等に指導・助言をすることができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・評価に関する高度な知識や経験を生かして、若手教員等に指導・助言をすることができる。 | |
| | 改善する力 (A) | <ul style="list-style-type: none"> ・他者からの助言をもとに、授業改善を進めることができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・自己の課題を自覚し、他者からの助言を生かして授業改善を進めることができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・自ら授業改善を進めるとともに、若手教員等に指導・助言をすることができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・授業改善を推進するため、若手教員等に積極的に関わり、指導・助言をすることができる。 | |
| 生徒指導 | 児童生徒理解 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒理解に関する基礎的な知識を身に付けている。 ・特別な配慮を必要とする児童生徒に関する基礎的な知識を身に付けている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒理解に関する知識を深め、個々の児童生徒の背景を理解することができる。 ・特別な配慮を必要とする児童生徒の支援のために、組織の一員として連携・協働することができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・個々の児童生徒や学年の状況を的確に把握することができる。 ・特別な配慮を必要とする児童生徒の支援のための組織的な取組を主導することができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校全体の状況を的確に把握することができる。 ・特別な配慮を必要とする児童生徒の支援のために、専門家や外部機関との組織的な連携・協働を推進することができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな経験を生かして、自校の生徒指導力の向上について、後進に対する指導・助言及び支援を行うことができる。 |
| | 児童生徒指導 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒指導に関する基礎的な知識を身に付け、児童生徒と信頼関係を築くことの重要性を理解している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒指導に関する知識を深め、児童生徒との信頼関係を築くことができる。 ・児童生徒の課題解決に向けて、組織の一員として連携・協働することができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の自己を律する力を育成するための組織的な取組を主導することができる。 ・児童生徒の課題解決に向けて、専門家や外部機関と連携・協働して指導することができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒指導について、若手教員等に指導・助言をすることができる。 ・学校全体の課題解決に向けて、専門家や外部機関との組織的な連携・協働を推進することができる。 | |
| | 集団づくり | <ul style="list-style-type: none"> ・望ましい集団づくりに関する基礎的な知識を身に付け、児童生徒間の共感的な人間関係を育てることの重要性を理解している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・望ましい集団づくりに関する知識を深め、児童生徒間の共感的な人間関係を育てることができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・望ましい集団づくりのための組織的な取組を主導することができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・望ましい集団づくりについて、若手教員等に指導・助言をすることができる。 | |
| 学校組織 マネジメント | 学校組織への参画 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校における組織的な取組の重要性を理解している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・組織の一員としての自覚を持って自己の役割を果たすことができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・自校の課題を的確に把握し、組織的な対応策を企画し、実行することができる。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな経験を生かして、自校の課題解決について、後進に対する指導・助言及び支援を行うことができる。 |
| | OJT・人材育成 | <ul style="list-style-type: none"> ・OJTの重要性を理解し、積極的に経験を積み視野を広げている。 ・他者からの助言を生かし、自己の成長に努めている。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・OJTの重要性を理解し、若手教員等に手本を示すことができる。 ・若手教員等のメンターとして、指導・助言をすることができる。 | | |
| | 危機管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理に関する基礎的な知識を身に付けている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理に関する基礎的な知識を深め、リスクを想定した行動ができる。 ・問題が発生したときに、速やかに報告・連絡・相談することができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・リスクを想定し、未然に防止するための対策を実施することができる。 ・問題が発生したときに、組織の一員として迅速かつ適切に対応することができる。 | | |
| | 保護者や地域・外部機関との連携 | <ul style="list-style-type: none"> ・保護者や地域等との信頼関係の重要性を理解している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・保護者や地域等との信頼関係の重要性を理解し、連携・協働することができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・保護者や地域等との連携・協働について、若手教員等に指導・助言をすることができる。 | | |

石川県教員育成指標【養護教諭】（案）

| ステージ | | 0：養成期 (養成段階) | 1：基礎形成期 (若手教員) | 2：充実発展期 (中堅教員) | 3：学校全体への貢献期 (ベテラン教員) | 4：後進の育成期 (再任用教員) |
|----------------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 資質・能力 | | <ul style="list-style-type: none"> ・社会人としてふさわしいルールやマナーを身に付けている。 ・常日頃から、敬養を高めるための努力をしている。 ・心身の健康を良好に保つための自己管理をすることができる。 | | | | |
| 教職としての 素養 | 倫理観・使命感・ 責任感・教育的愛情 | <ul style="list-style-type: none"> ・法令を遵守するとともに、公平・公正に職務を行うための高い倫理観と規範意識を持っている。 ・教育公務員としての崇高な使命を自覚し、その職責を果たすことの重要性を理解している。 ・人権尊重の理念を認識し、多様な児童生徒を受容する姿勢を身に付けている。 ・児童生徒に対する教育的愛情を持っている。 | | | | |
| | コミュニケーション能力 | <ul style="list-style-type: none"> ・適切なコミュニケーションにより、他者と信頼関係を築くことができる。 ・相手の思いや考えをよく汲み取るとともに、自分の考えを適切に伝え、意思の疎通を図ることができる。 | | | | |
| | 向上心・創造力・ イノベーション力 | <ul style="list-style-type: none"> ・向上心と探究心を持ち、常に専門性の向上に努めている。 ・論理的・批判的に思考・判断し、行動することができる。 ・社会の変化を敏感に感じ取り、新しいことにチャレンジしようとする意欲を持っている。 ・創造力を発揮して課題の解決を図ることができる。 | | | | |
| 養護教諭の 専門領域 | 保健管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の健康状態等の把握と保健管理に関する基礎的な知識を身に付けている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の心身の疾病や障害を把握し、適切に対応することができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・保健管理の組織的対応について教職員を指導することができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・保健管理の組織的対応ができるように、校内の連携・協働を推進することができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな経験を生かして、養護教諭の専門領域について、後進に対する指導・助言及び支援を行うことができる。 |
| | 保健教育 | <ul style="list-style-type: none"> ・養護教諭の専門性や学習指導要領に関する基礎的な知識・技術を身に付けている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・自校の保健学習、保健指導の計画立案に参画し、児童生徒に指導をすることができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の実態に基づいた保健教育を実施することができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校全体の実態から課題を把握し、自校のカリキュラムマネジメントに対して適切な提案をすることができる。 | |
| | 健康相談 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の発達段階に伴う疾患及び健康相談に関する基礎的な知識を身に付けている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・健康相談のプロセスを理解し、児童生徒の健康課題について教職員と連携し、早期に対応することができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の健康課題について、保護者や専門家と連携し、校内相談体制を整備することができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・教職員全体の専門性を高める校内研修を企画、運営し、校内相談体制の充実を図ることができる。 | |
| | 保健組織活動 | <ul style="list-style-type: none"> ・保健組織活動に関する基礎的な知識を身に付けている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・教職員及び学校三師と連携し、保健組織活動の企画、運営に参画することができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・効果的な保健組織活動を実施し、適切に評価、改善を図ることができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・近隣の学校や関係機関と情報交換を行い、地域レベルで保健組織活動を推進することができる。 | |
| | 保健室経営 | <ul style="list-style-type: none"> ・養護教諭の役割及び保健室の機能に関する基礎的な知識を身に付けている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の健康課題に応じた保健室経営計画を立案し、実施することができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の健康課題に応じた組織的な保健室経営計画を立案し、実施することができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の健康課題について若手教員等に指導・助言をすることができる。 | |
| 生徒指導 | 児童生徒理解 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒理解に関する基礎的な知識を身に付けている。 ・特別な配慮を必要とする児童生徒に関する基礎的な知識を身に付けている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒理解に関する知識を深め、個々の児童生徒の背景を理解することができる。 ・特別な配慮を必要とする児童生徒の支援のために、組織の一員として連携・協働することができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・個々の児童生徒や学年の状況を的確に把握することができる。 ・特別な配慮を必要とする児童生徒の支援のための組織的な取組を主導することができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校全体の状況を的確に把握することができる。 ・特別な配慮を必要とする児童生徒の支援のために、専門家や外部機関との組織的な連携・協働を推進することができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな経験を生かして、自校の生徒指導力の向上について、後進に対する指導・助言及び支援を行うことができる。 |
| | 児童生徒指導 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒指導に関する基礎的な知識を身に付け、児童生徒と信頼関係を築くことの重要性を理解している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒指導に関する知識を深め、児童生徒との信頼関係を築くことができる。 ・児童生徒の課題解決に向けて、組織の一員として連携・協働することができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の自己を律する力を育成するための組織的な取組を主導することができる。 ・児童生徒の課題解決に向けて、専門家や外部機関と連携・協働して指導することができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒指導について、若手教員等に指導・助言をすることができる。 ・学校全体の課題解決に向けて、専門家や外部機関との組織的な連携・協働を推進することができる。 | |
| | 集団づくり | <ul style="list-style-type: none"> ・望ましい集団づくりに関する基礎的な知識を身に付け、児童生徒間の共感的な人間関係を育てることの重要性を理解している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・望ましい集団づくりに関する知識を深め、児童生徒間の共感的な人間関係を育てることができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・望ましい集団づくりのための組織的な取組を主導することができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・望ましい集団づくりについて、若手教員等に指導・助言をすることができる。 | |
| 学校組織 マネジメント | 学校組織への参画 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校における組織的な取組の重要性を理解している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・組織の一員としての自覚を持って自己の役割を果たすことができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・自校の課題を的確に把握し、組織的な対応策を企画し、実行することができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな経験を生かして、自校の課題解決について、後進に対する指導・助言及び支援を行うことができる。 | |
| | OJT・人材育成 | <ul style="list-style-type: none"> ・OJTの重要性を理解し、積極的に経験を積み視野を広げている。 ・他者からの助言を生かし、自己の成長に努めている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・OJTの重要性を理解し、若手教員等に手本を示すことができる。 ・若手教員等のメンターとして、指導・助言をすることができる。 | | | |
| | 危機管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理に関する基礎的な知識を身に付けている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理に関する基礎的な知識を深め、リスクを想定した行動ができる。 ・問題が発生したときに、速やかに報告・連絡・相談することができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・リスクを想定し、未然に防止するための対策を実施することができる。 ・問題が発生したときに、組織の一員として迅速かつ適切に対応することができる。 | | |
| | 保護者や地域・外部機関との連携 | <ul style="list-style-type: none"> ・保護者や地域等との信頼関係の重要性を理解している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・保護者や地域等との信頼関係の重要性を理解し、連携・協働することができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・保護者や地域等との連携・協働について、若手教員等に指導・助言をすることができる。 | | |

石川県教員育成指標【栄養教諭等】(案)

| ステージ | | 0 : 養成期 (養成段階) | 1 : 基礎形成期 (若手教員) | 2 : 充実発展期 (中堅教員) | 3 : 学校全体への貢献期 (ベテラン教員) | 4 : 後進の育成期 (再任教員) |
|----------------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 資質・能力 | | <ul style="list-style-type: none"> ・社会人としてふさわしいルールやマナーを身に付けている。 ・常日頃から、教養を高めるための努力をしている。 ・心身の健康を良好に保つための自己管理をすることができる。 | | | | |
| 教職としての 素養 | 倫理観・使命感・ 責任感・教育的愛情 | <ul style="list-style-type: none"> ・法令を遵守するとともに、公平・公正に職務を行うための高い倫理観と規範意識を持っている。 ・教育公務員としての崇高な使命を自覚し、その職責を果たすことの重要性を理解している。 ・人権尊重の理念を認識し、多様な児童生徒を受容する姿勢を身に付けている。 ・児童生徒に対する教育的愛情を持っている。 | | | | |
| | コミュニケーション能力 | <ul style="list-style-type: none"> ・適切なコミュニケーションにより、他者と信頼関係を築くことができる。 ・相手の思いや考えをよく汲み取るとともに、自分の考えを適切に伝え、意思の疎通を図ることができる。 | | | | |
| | 向上心・創造力・ イノベーション力 | <ul style="list-style-type: none"> ・向上心と探究心を持ち、常に専門性の向上に努めている。 ・論理的・批判的に思考・判断し、行動することができる。 ・社会の変化を敏感に感じ取り、新しいことにチャレンジしようとする意欲を持っている。 ・創造力を発揮して課題の解決を図ることができる。 | | | | |
| 栄養教諭の 専門領域 | 学校給食の栄養管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食の役割に関する基礎的な知識を身に付けている。 ・学校給食摂取基準に基づき、食品構成を考慮した献立を作成することができる。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・栄養管理について、教職員、調理従事者等に指導・助言を行うことができる。 ・児童生徒の食に関する実態を把握し、適切な栄養管理のもとで地域や学校の特色に応じた献立を作成することができる。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな経験を生かして、栄養教諭の専門領域について、後進に対する指導・助言及び支援を行うことができる。 |
| | 学校給食の衛生管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食における施設設備、調理従事者、食品保管等の衛生管理に関する基礎的な知識を身に付けている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食衛生管理基準に基づいた日常点検等について、調理従事者等に指導・助言をすることができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食施設に応じた衛生管理の改善について、教職員、調理従事者等に指導・助言をすることができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食における衛生管理に関して、地域レベルで指導的役割を果たすことができる。 | |
| | 食に関する指導 | <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領に基づいた学校における食育に関する基礎的な知識を身に付けている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の食に関する実態を把握し、食育全体計画の立案に参画するとともに、指導や情報提供をすることができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の実態に基づいた食育を組織的に推進することができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の食に関する課題、地域の実情等をもとに、食育の成果と課題を把握し、地域レベルで食育を推進することができる。 | |
| | 栄養相談 | <ul style="list-style-type: none"> ・栄養相談の基本的なプロセスに関する基礎的な知識を身に付けている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・教職員、保護者と連携し、食物アレルギー等、児童生徒の食に関する健康課題に応じた指導をすることができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・教職員、保護者と連携し、児童生徒の食に関する健康課題に応じた個別取組プランを作成することができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の食に関する健康課題について、若手教員等に指導・助言をすることができる。 | |
| 生徒指導 | 児童生徒理解 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒理解に関する基礎的な知識を身に付けている。 ・特別な配慮を必要とする児童生徒に関する基礎的な知識を身に付けている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒理解に関する知識を深め、個々の児童生徒の背景を理解することができる。 ・特別な配慮を必要とする児童生徒の支援のために、組織の一員として連携・協働することができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・個々の児童生徒や学年の状況を的確に把握することができる。 ・特別な配慮を必要とする児童生徒の支援のための組織的な取組を主導することができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校全体の状況を的確に把握することができる。 ・特別な配慮を必要とする児童生徒の支援のために、専門家や外部機関との組織的な連携・協働を推進することができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな経験を生かして、自校の生徒指導力の向上について、後進に対する指導・助言及び支援を行うことができる。 |
| | 児童生徒指導 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒指導に関する基礎的な知識を身に付け、児童生徒と信頼関係を築くことの重要性を理解している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒指導に関する知識を深め、児童生徒との信頼関係を築くことができる。 ・児童生徒の課題解決に向けて、組織の一員として連携・協働することができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の自己を律する力を育成するための組織的な取組を主導することができる。 ・児童生徒の課題解決に向けて、専門家や外部機関と連携・協働して指導することができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒指導について、若手教員等に指導・助言をすることができる。 ・学校全体の課題解決に向けて、専門家や外部機関との組織的な連携・協働を推進することができる。 | |
| | 集団づくり | <ul style="list-style-type: none"> ・望ましい集団づくりに関する基礎的な知識を身に付け、児童生徒間の共感的な人間関係を育てることの重要性を理解している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・望ましい集団づくりに関する知識を深め、児童生徒間の共感的な人間関係を育てることができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・望ましい集団づくりのための組織的な取組を主導することができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・望ましい集団づくりについて、若手教員等に指導・助言をすることができる。 | |
| 学校組織 マネジメント | 学校組織への参画 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校における組織的な取組の重要性を理解している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・組織の一員としての自覚を持って自己の役割を果たすことができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・自校の課題を的確に把握し、組織的な対応策を企画し、実行することができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな経験を生かして、自校の課題解決について、後進に対する指導・助言及び支援を行うことができる。 | |
| | OJT・人材育成 | <ul style="list-style-type: none"> ・OJTの重要性を理解し、積極的に経験を積み視野を広げている。 ・他者からの助言を生かし、自己の成長に努めている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・OJTの重要性を理解し、若手教員等に手本を示すことができる。 ・若手教員等のメンターとして、指導・助言をすることができる。 | | | |
| | 危機管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理に関する基礎的な知識を身に付けている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理に関する基礎的な知識を深め、リスクを想定した行動ができる。 ・問題が発生したときに、速やかに報告・連絡・相談することができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・リスクを想定し、未然に防止するための対策を実施することができる。 ・問題が発生したときに、組織の一員として迅速かつ適切に対応することができる。 | | |
| | 保護者や地域・外部機関との連携 | <ul style="list-style-type: none"> ・保護者や地域等との信頼関係の重要性を理解している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・保護者や地域等との信頼関係の重要性を理解し、連携・協働することができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・保護者や地域等との連携・協働について、若手教員等に指導・助言をすることができる。 | | |

石川県教員育成指標【管理職】(案)

| ステージ | | 校長 |
|-----------------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 資質・能力 | | |
| 社会人に求められる基礎的な能力 | | <ul style="list-style-type: none"> ・社会人としてふさわしいルールやマナーを身に付けている。 ・常日頃から、教養を高めるための努力をしている。 ・心身の健康を良好に保つための自己管理をすることができる。 |
| 教職としての 素養 | 倫理観・使命感・ 責任感・教育的愛情 | <ul style="list-style-type: none"> ・法令を遵守するとともに、公平・公正に職務を行うための高い倫理観と規範意識を持っている。 ・教育公務員としての崇高な使命を自覚し、その職責を果たすことの重要性を理解している。 ・人権尊重の理念を認識し、多様な児童生徒を受容する姿勢を身に付けている。 ・児童生徒に対する教育的愛情を持っている。 |
| | コミュニケーション能力 | <ul style="list-style-type: none"> ・適切なコミュニケーションにより、他者と信頼関係を築くことができる。 ・相手の思いや考えをよく汲み取るとともに、自分の考えを適切に伝え、意思の疎通を図ることができる。 |
| | 向上心・創造力・ イノベーション力 | <ul style="list-style-type: none"> ・向上心と探究心を持ち、常に専門性の向上に努めている。 ・論理的・批判的に思考・判断し、行動することができる。 ・社会の変化を敏感に感じ取り、新しいことにチャレンジしようとする意欲を持っている。 ・創造力を発揮して課題の解決を図ることができる。 |
| 学校組織 マネジメント | 学校経営 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校経営ビジョン及び学校経営計画を明確に示し、その実現に向けてリーダーシップを発揮することができる。 ・教育目標の実現のために、適切にカリキュラム・マネジメントを行うことができる。 ・学校評価を活用して学校経営の改善を図ることができる。 |
| | 人事管理・人材育成 | <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の服務管理・健康管理を適切に行うことができる。 ・適切な人事評価を通して人材育成を行うことができる。 ・教職員の資質・能力の向上のために、効果的な校内研修体制を構築することができる。 |
| | 危機管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・様々なリスクを想定し、常日頃から学校安全・事故防止、教職員の法令遵守のための対策を講じている。 ・緊急時に迅速に状況を把握し、教職員に的確な指示を行うとともに、関係機関と連携して組織的に対応することができる。 |
| | 保護者や地域・外部機関との 連携 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校の方針や取組について積極的に情報発信するとともに、保護者や地域のニーズを的確に把握し、外部機関等と連携・協働する体制を構築することができる。 |

| ステージ | | 副校長・教頭 | 部主事 |
|-----------------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 資質・能力 | | | |
| 社会人に求められる基礎的な能力 | | <ul style="list-style-type: none"> ・社会人としてふさわしいルールやマナーを身に付けている。 ・常日頃から、教養を高めるための努力をしている。 ・心身の健康を良好に保つための自己管理をすることができる。 | |
| 教職としての 素養 | 倫理観・使命感・ 責任感・教育的愛情 | <ul style="list-style-type: none"> ・法令を遵守するとともに、公平・公正に職務を行うための高い倫理観と規範意識を持っている。 ・教育公務員としての崇高な使命を自覚し、その職責を果たすことの重要性を理解している。 ・人権尊重の理念を認識し、多様な児童生徒を受容する姿勢を身に付けている。 ・児童生徒に対する教育的愛情を持っている。 | |
| | コミュニケーション能力 | <ul style="list-style-type: none"> ・適切なコミュニケーションにより、他者と信頼関係を築くことができる。 ・相手の思いや考えをよく汲み取るとともに、自分の考えを適切に伝え、意思の疎通を図ることができる。 | |
| | 向上心・創造力・ イノベーション力 | <ul style="list-style-type: none"> ・向上心と探究心を持ち、常に専門性の向上に努めている。 ・論理的・批判的に思考・判断し、行動することができる。 ・社会の変化を敏感に感じ取り、新しいことにチャレンジしようとする意欲を持っている。 ・創造力を発揮して課題の解決を図ることができる。 | |
| 学校組織 マネジメント | 学校経営 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校経営ビジョン及び学校経営計画の実現のために、校長（及び副校長）を補佐し、主任等に対して適切な指示・指導・助言を行うことができる。 ・校長（及び副校長）を補佐し、適切なカリキュラム・マネジメントを行うための組織的・体系的な取組を推進することができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校経営ビジョン及び学校経営計画に基づいた学部運営を実施するために、校長及び教頭を補佐し、主任等に対して適切な指示・指導・助言を行うことができる。 ・校長及び教頭を補佐し、学部において適切なカリキュラム・マネジメントを行うための組織的・体系的な取組を推進することができる。 |
| | 人事管理・人材育成 | <ul style="list-style-type: none"> ・校長（及び副校長）を補佐し、教職員の服務管理・健康管理を適切に行うことができる。 ・適切な人事評価を通して人材育成を行うことができる。 ・校長（及び副校長）を補佐し、教職員の資質・能力の向上のために、組織的・体系的な取組を推進することができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・校長及び教頭を補佐し、学部所属する教職員の服務管理・健康管理を適切に行うことができる。 ・校長及び教頭を補佐し、学部所属する教職員の資質・能力の向上のために、組織的・体系的な取組を推進することができる。 |
| | 危機管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・様々なリスクを想定し、常日頃から学校安全・事故防止、教職員の法令遵守のための情報収集に努めている。 ・緊急時に迅速に状況を把握し、校長（及び副校長）の指示のもと、的確に対応することができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・様々なリスクを想定し、常日頃から学校安全・事故防止、教職員の法令遵守のための情報収集に努めている。 ・緊急時に迅速に状況を把握し、校長及び教頭の指示のもと、的確に対応することができる。 |
| | 保護者や地域・外部機関との 連携 | <ul style="list-style-type: none"> ・保護者や地域のニーズを的確に把握し、校長（及び副校長）の指示のもと、外部機関等との連携・協働を推進することができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・保護者や地域のニーズを的確に把握し、校長及び教頭の指示のもと、外部機関等との連携・協働を推進することができる。 |